

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
ほっかいどうおくしりちょう 北海道奥尻町	H19年～H23年

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
奥尻町役場 産業建設課	01397-2-3411	01397-2-3139	tanaka-a@town.okushiri.lg.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
地域産物の販売額の増加	4.92%	$598900 \div 570800 \times 100 - 100 = 4.92$
事業活用活性化計画目標の設定根拠 当町が把握している島内での地域産物販売額は、水産物と農畜産物を合わせて、①H14(約114100万円)、②H15(約119800万円)、③H16(約104700万円)、④H17(約105700万円)、⑤H18(約126500万円)である。よって、計画期間前の販売額は、その合計570800万円と設定する。 一方、計画期間内の販売額は、①H19は実施設計のみであることから、②H20は施設整備で製造ができない可能性が高いことから、③施設完成後のH21年は、製造後熟成させ翌年からの販売とすることから、それぞれ過去5年間の平均の114160万円とし、④H22は、計画期間前5年間の平均額より12300万円増の126460万円と設定する。⑤H23は、計画期間前5年間の平均額より15800万円増の129960万円と設定する。よって、計画期間内の販売額は、114160万円×3年+126460万円+129960万円=598900万円と設定する。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
農林水産物処理加工施設	奥尻島地区	①実施設計 ②地場産農産物を原材料としたワイン加工施設の整備及び附帯施設(駐車場)。	①実施設計 ②鉄骨造2階建て約1,450㎡ 駐車場整備	H19年 H20年	農業生産法人 (株)奥尻ワイナリー	535,500	267,750	1/2	267,750	①整備する施設の実施設計 ②新製品開発により、島の特産品が増える。また、既存資源及び新製品のPR効果などにより集客能力が向上し、これまで以上に訪れる観光客に地域産物を楽しんでもらうことが可能となる。このことが、販売額の増及びリピータの発掘にもつながり、活性化計画の目標である計画地区内の来訪者数の増加等につながると考えている。
農山漁村活性化施設整備 附帯事業	奥尻島地区	①パンフレット及びポスター等の作成等	①PRパンフレット及びポスター等	H21年	農業生産法人 (株)奥尻ワイナリー	2,500	1,250	1/2	1,250	集客能力向上に必要な事業であり、活性化計画及び事業活用活性化の目標達成に必要な事業と考えている。
						538,000	269,000		269,000	

【記入要領】

- 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- 創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性について併せて記載すること。
- 事業メニューには、実施要領の別表の事業メニュー名を記入すること。
- 地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- 事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- 事業規模は、施設毎の棟数と床面積、農道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- 実施期間は、原則として3年以内とすること。
- 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

Ⅲ 優先枠を活用する事業に関する事項

該当なし

(交付対象事業別概要)

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠成果指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	

【記入要領】 ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

・優先枠を活用する事業とは、予算の優先枠(輸出促進緊急条件整備事業優先枠、農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)の対象となる事業であり、具体的には、輸出の促進に関連する事業及び実施要領の別表1の事業メニュー番号10、33、34、37、38、43又は45であって要件類別番号5、21、23又は25を満たすものがその対象となる。

・優先枠事業を実施しようとする場合には、以下のいずれかの優先枠指標を記入すること。

(輸出促進緊急条件整備事業優先枠)

輸出量の増加率(%) = 優先枠事業の実施によって見込まれる年間の輸出量(t)(目標) ÷ 現在の年間輸出量(t) × 100 - 100

(農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)

交流人口の増加数 = 優先枠事業の実施によって見込まれる地域外からの年間入込客の増加人数

定住人口の増加数 = 優先枠事業の実施によって見込まれる地区人口の増加人数

・優先枠の種類は、いずれか該当する方を丸囲みすること。

なお一つの事業について複数の優先枠指標を設定する場合は優先枠指標ごとに当該様式を作成する。

・事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。

・地区名には、事業の実施地区名を記入すること。

・事業内容と優先枠指標の関連性は優先枠指標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

